

特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う登録認証機関等に対する立入検査ガイドの一部改正（案）等に対する意見募集の結果について

令和元年7月24日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第5条の規定の施行のために整備することが必要となる、内規の改正案について、意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年5月23日から同年6月21日（30日間）

対 象： 登録認証機関等に対する立入検査ガイドの一部改正案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈の一部改正案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：2件

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

○特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う登録認証機関等に対する立入検査ガイドの一部改正案等に対する御意見とそれに関する考え方

意見対象	通し番号	御意見(要約)	考え方
①登録認証機関等に対する立入検査ガイドの一部改正	1	立入検査ガイド案の2ページの改正前欄の15行目にある「〇月〇日」は、月日が明示されていないが、原文の引用に誤りがあるのではないかと。また、改正後欄の当該箇所を削除したのはなぜか。	御指摘の改正前欄の15行目「〇月〇日」は、現行の記載です。したがって、記載の適正化の観点から、改正を行っております。 なお、改正年月日は、1頁の制定文に記載されていること及び法令を引用する場合の規定方法を踏まえて、削除しております。
②原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈の一部改正	2	規則第28条の3の第1号(放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。)の項目について ・盗取された後の対応であるため、目的に「特定放射性同位元素を防護して」とあるのは矛盾しており、修正すべきだ。 ・昨年の委員会では、「ただし、現場の状況、搜索の状況等を踏まえ、合理的な理由がある場合は、この限りでない。」のような例外規定は認められていなかったはずだ。幅広い裁量を認めてしまうと、規制が骨抜きになってしまうことから、反対する。	・特定放射性同位元素の防護のためには、盗取されないための措置だけでなく、盗取された場合や所在不明となった場合にも悪用を防ぐための搜索及び回収が必要になります。したがって、本項では、防護の観点からも、状況の報告等を求めています。 ・報告がいたずらに遅延することを防ぐため、起算点を通報時ではなく所在不明を認知した時点とするとともに、人命救助のため直ちに搜索を開始できないなどの合理的な理由がある場合に限り、その例外を認めることとしたものです。

3	<p>規則第28条の3の第6号(規則各条文で規定されている線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。)の項目について</p> <p>・「被ばくをする可能性が高いことなど」の「など」に含まれるのは、どのような場合か。改正の理由を丁寧に説明してほしい。</p>	<p>具体的に想定している事例はありませんが、測定者が被ばくする可能性が高いこと以外の事例により測定することが困難な場合がありうることも踏まえて、規定しているものです。</p>
4	<p>規則第28条の3の第6号では、線量限度を超える場合と、超えるおそれのある場合の2つの場合について報告を求めているものだと理解しているが、事例には、なぜ、超える場合しか紹介されていないのか。第7号、第8号についても同様に尋ねる。</p>	<p>同条第6号では、測定を実施出来ない場合等、線量限度を超えるおそれがある場合として事例を挙げています。御指摘を踏まえ、おそれのある場合の事例としてよりわかりやすい表現となるよう修正します。(参考2)</p> <p>なお、第7号の「語句及び文章の解釈」の項、同条第8号の「語句及び文章の解釈」及び「事例」の項において、それぞれ線量限度を超えるおそれのあるときの例を挙げております。</p>
5	<p>参考様式(放射性同位元素等取扱施設における状況通報書)について</p> <p>・平成を令和に改めるのではないのか。元号を使わなくてもよいということか。</p>	<p>この様式は緊急時に用いるものであることから、事業者の負担を軽減するため、御指摘を踏まえて「令和」と記載することとします。</p>